

## 熊谷市立江南中学校PTA慶弔規定

第1条 本規定は、会員の親睦と福祉の増進を図り、かつ、慶弔費の適正な執行を図ることを目的とする。

第2条 第1条の目的を達成するために次の規定を定める。

### 1 祝い

職員の結婚に対しては、祝意を祝電及びお祝い金（5,000円）により表する。

### 2 見舞い・香典

見舞い・香典については、別表のように定める。

### 3 記念品

本部役員がその職を離れたときには、記念品を贈る。ただし、教頭については職員の転退職に準ずる。

(別表)

項目	生徒	会員(父母)	職員
火災		5,000円	5,000円
入院		役員が15日以上 3,000円	職員が15日以上 3,000円
死亡	花輪1基と 5,000円	花輪1基と 5,000円	花輪1基と5,000円 配偶者・親(同別居の実、 同居の義)子は、花輪1基
葬儀に参列 する役員 の範囲	当該地区役員 当該学年委員 本部役員	当該地区役員 当該学年委員 本部役員	当該学年委員 本部役員

第3条 以上はすべてにわたって、お返しは受けないものとする。

第4条 以上定める外、特別な事情が生じた場合(その範囲・金額)には、本部役員  
の協議により決定し、後の常任理事会の協議において、承認を得る。

第5条 本規定の改廃については、常任理事会の協議により実施する。

第6条 本規定は、昭和59年6月15日より実施する。

平成 8年 5月 2日 一部改正

平成19年 5月 2日 一部改正

平成21年 5月 1日 一部改正

令和 元年 5月 1日 一部改正